



芦屋飛行場周辺まちづくり基本計画

平成 30 年 3 月 福岡県遠賀町

目次

1	前提条件の整理.....	1
	(1) 関連計画の整理.....	1
	(2) 法規制の整理.....	2
2	現状把握.....	3
	(1) 既存施設の現状整理.....	3
	(2) 類似施設などの整理.....	7
	(3) 現状施設の課題抽出.....	8
3	施設基本計画の検討.....	9
	(1) 施設整備方針の検討.....	9
	(2) 施設構成の検討.....	10
4	施設配置の検討.....	21
	(1) 現状の整理.....	21
	(2) 配置の検討.....	22
	(3) 高さの検討.....	24
	参考資料.....	25
	参1 芦屋飛行場周辺まちづくり構想検討委員会.....	25
	参2 庁内検討ワーキングメンバー.....	27
	参3 今年度の検討の流れ.....	28
	参4 会議の経過.....	29
	参5 まちづくり構想策定支援事業等について.....	35

1 前提条件の整理

(1) 関連計画の整理

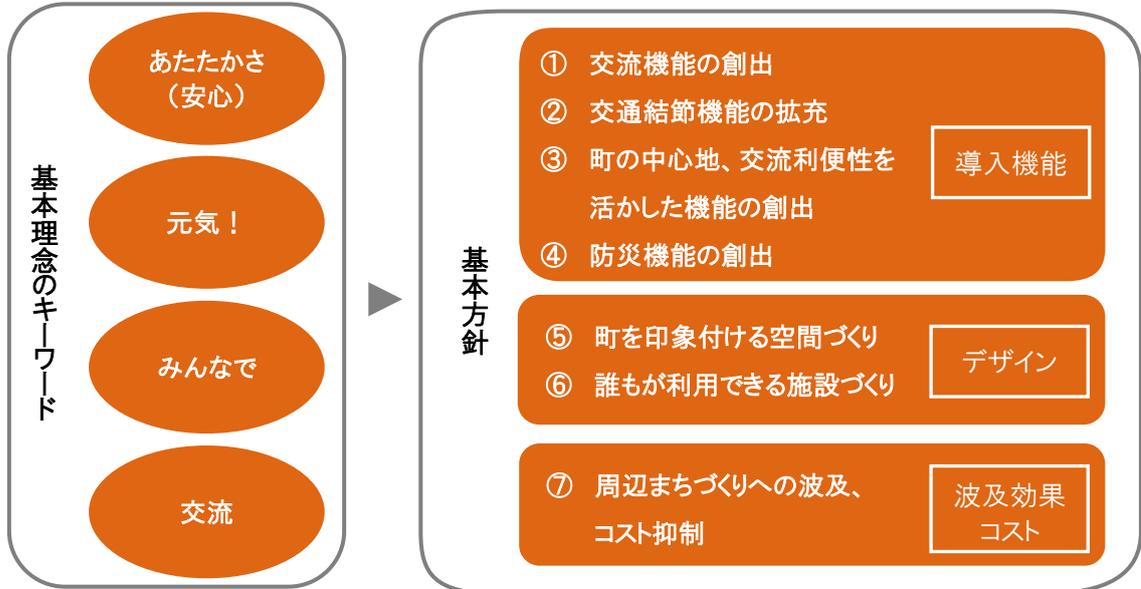
芦屋飛行場周辺まちづくり基本構想（平成29年3月策定）

■基本理念

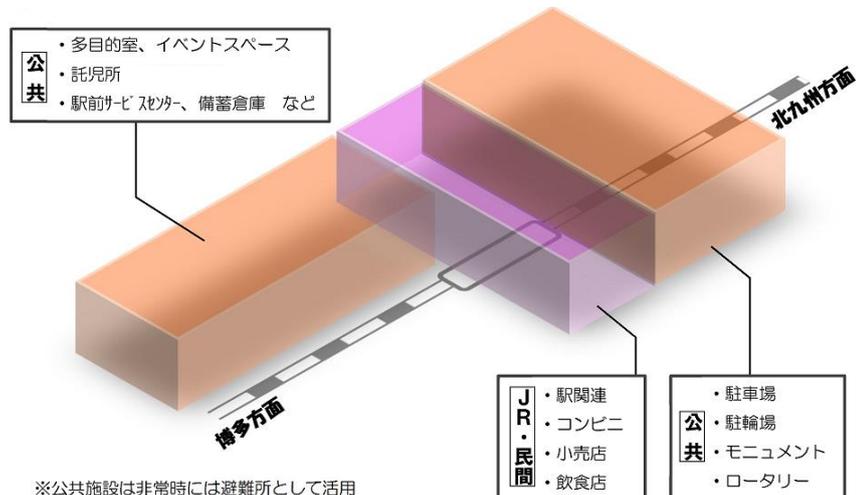
総合計画に掲げる「みんなで育む絆のまち」を実現させる、いつも人が集い、人と人のふれあいから“あたたかさ”を感じ、災害発生時に避難場所として活用できる“安心感”を持ち、さらに人の往来や交流活動・イベント、情報発信から“元気！”が出る拠点形成を目指します。

”あたたかさ”と“元気！”を感じる
みんなの交流・防災拠点づくり

■基本方針



■イメージ



(2) 法規制の整理

当該検討エリアは、JR遠賀川駅の駅舎、駐車場、公衆トイレを含む約4,000㎡の敷地です。敷地条件は以下の通りで、用途地域が商業地域であるため、別表の制限を適用すれば、工場や危険物などを保管する倉庫に規制があるほかは、ほとんどすべての用途の建物が規制なく建築できます。検討エリア内で計画を進めるにあたり、JRの土地の買収が必要となります。



【用途地域】



出典：都市計画図

【敷地条件】

都市計画区域	都市計画区域内	
用途地域	商業地域	
防火地域	準防火地域	
その他の地区地域	なし	
建築基準法	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	高さ制限	道路斜線 隣地斜線
	日影規制	なし

建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合 $\left(\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \right)$

容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 $\left(\frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \right)$

2 現状把握

(1) 既存施設の現状整理

遠賀川駅周辺における既存の公共施設の配置状況は、以下のとおりです。

- ・学童保育所は町の北部と南部に立地しており、多世代が交流できる遠賀町中央公民館や遠賀コミュニティーセンターは、遠賀川駅から少し離れた位置ではありますが、町の中央部に立地しています。
- ・子育て支援ひろば「ぐっぴい」が開設されている「ふれあいの里」は、町の南部に立地していることから、より多くの住民が利用できるように、遠賀町中央公民館において、週に1回出張サービスを提供しています。

■施設概要

	施設名	完成	延床面積	構造	階数
公民館 施設	遠賀コミュニティー センター	1986年4月 (改修：2015年)	2,447.70㎡	鉄筋 コンクリート造	地上 2階
	遠賀町中央公民館	1975年8月 (増改築：2010年)	2,414.30㎡	鉄筋 コンクリート造	地上 3階
図書館 施設	遠賀町立図書館	2001年3月	1,432.97㎡	鉄筋 コンクリート造	地上 1階
情報提供 施設	駅前サービスセンター	1989年12月 (増改築：2013年)	476.92㎡	鉄骨造	地上 2階
子育て 支援に 関する 施設	遠賀北学童保育所	1994年6月	117.20㎡	鉄筋 コンクリート造	地上 1階
	第3遠賀北学童保育所	2017年7月	127.83㎡	軽量鉄骨造	地上 1階
	広渡学童保育所	2001年8月	111.80㎡	木造	地上 1階
	第2広渡学童保育所	2018年1月	118.13㎡	軽量鉄骨造	地上 1階
	遠賀南学童保育所	1997年7月	136.80㎡	木造	地上 1階
	ふれあいの里 子育て支援ひろば 「ぐっぴい」	1994年 (ぐっぴい開設： 2010年)	4,245.70㎡ (ぐっぴい： 83.1㎡)	鉄筋 コンクリート造	地上 1階

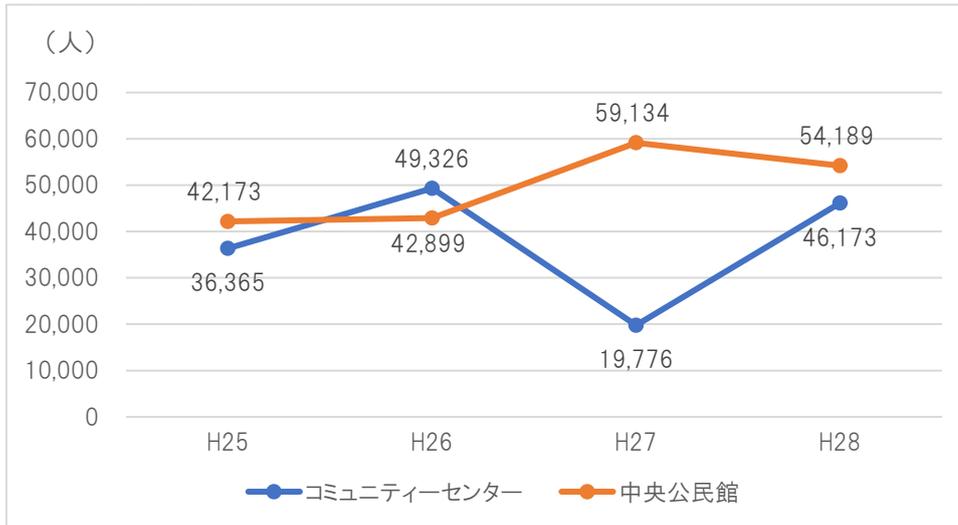
※第2遠賀北学童保育所は、島門小学校の余裕教室を活用して実施しています。
また、第2遠賀南学童保育所は、浅木小学校の余裕教室を活用して実施しています。

■施設配置図



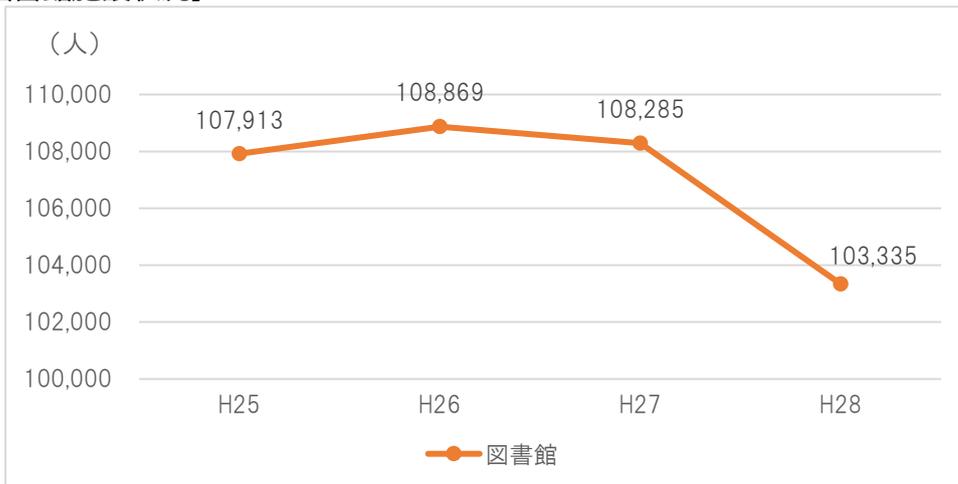
■年間利用者数

【公民館施設状況】

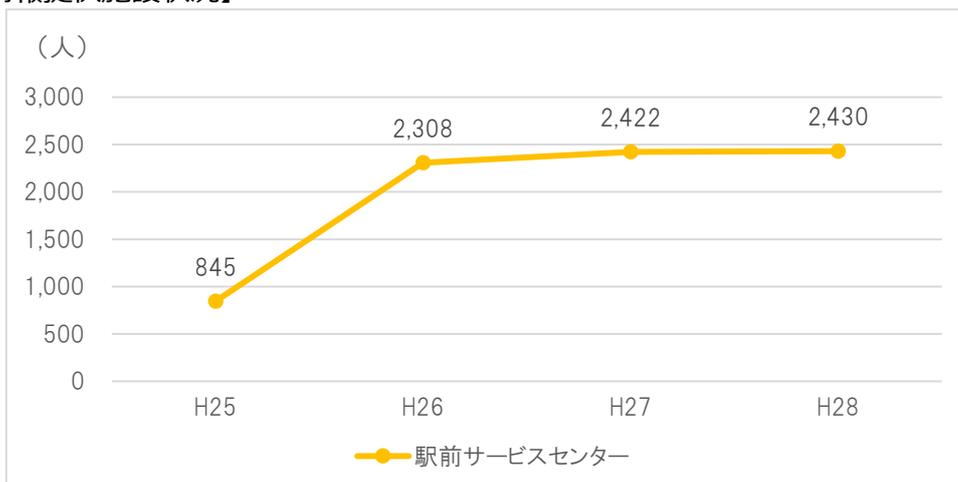


※コミュニティセンターは改修工事の影響でH27年度に利用者数が低下しています。

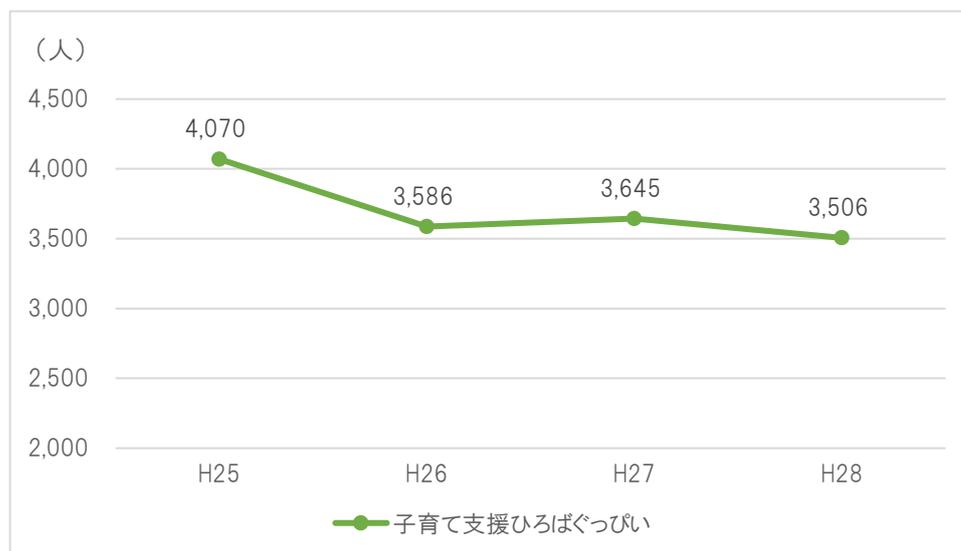
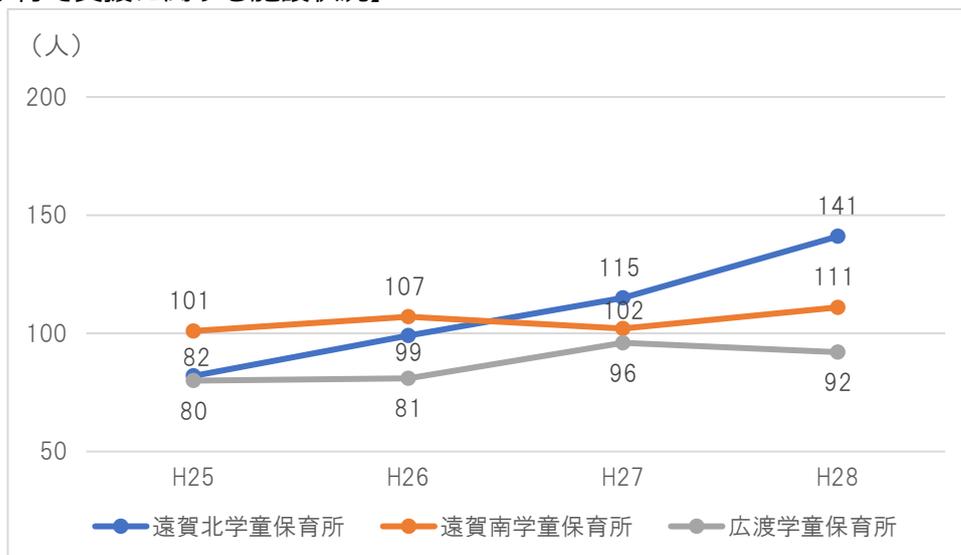
【図書館施設状況】



【情報提供施設状況】



【子育て支援に関する施設状況】



(2) 類似施設などの整理

①北九州市立 子育て ふれあい交流プラザ

場所	北九州市小倉北区浅野3-8-1号AIM3階
利用案内	3つの広場で「たのしい・安心・すこやか」子育てが体感できる
対象	生後6か月から就学前の乳幼児とその保護者
写真	

②福岡市立 東区香椎子どもプラザ

場所	福岡市東区香椎駅前2-52-1セピアテラス西鉄香椎2階（駅隣接）
利用案内	乳幼児とその保護者がいつでも自由に訪問して遊ぶことができる場所
対象	0歳から就学前の乳幼児とその保護者、区外・市外の方も利用できる
写真	

(3) 現状施設の課題抽出

①子育て支援に関する施設拡充の必要性

町の子育て支援の一環として、地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」を開設していますが、多様化する施設ニーズに対応するためには、手狭な状況になりつつあります。また、遠賀川駅南地区において、土地区画整理事業の検討が進められており、今後、その事業進捗において、子育て世帯の増加が想定されます。

ぐっぴいが開設されているふれあいの里は町の南部に位置するため、多くの方が利用できるように、町の中心に位置し誰もが利用しやすい遠賀川駅の周辺において、子育て支援に関する施設の立地・拡充が求められています。



②駅周辺の賑わいを創出するための拠点の必要性

人口減少克服と地方創生に向けた取り組みとして、第5次遠賀町総合計画（後期基本計画）においては駅周辺地区への商業・サービス機能の導入を、総合戦略においては駅周辺地区における「賑わいを創出するコンパクトシティ化や公共交通などの包括的な基盤整備」を行うこととしています。

こうしたことから、公共交通による利便性が高く、本町で最も多くの人が行き交う交通結節点である遠賀川駅の周辺において、賑わいを創出しその効果が本町のまちづくりに波及するような拠点の整備が求められています。

子育て支援・交流や遠賀川駅周辺に関する計画の位置づけ

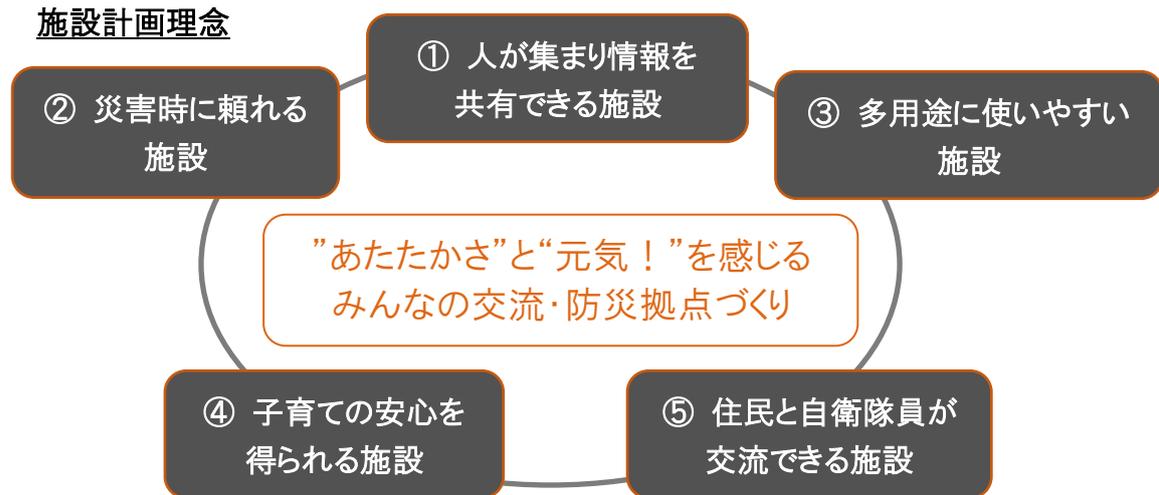
基本目標	基本的方向
遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件を生かした創業者支援と企業誘致による新たな雇用の創出 ・ 商店街の活性化による賑わい創出と人・物の活発な交流
遠賀町に住み続けたい、住んでみたいニーズに応える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠賀町の魅力の情報発信
子育て支援で遠賀町の未来をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援充実 ・ 妊娠から子育てまでに関する教育とワークライフバランスおよび男女共同参画の推進
安心で活力あふれる、魅力あるまち遠賀町をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺地区の賑わいを創出するコンパクトシティ化や公共交通などの包括的な基盤整備

出典：総合戦略（H29.1改定）

3 施設基本計画の検討

(1) 施設整備方針の検討

まちづくり基本構想の基本理念「“あたたかさ”と“元気！”を感じる みんなの交流・防災拠点づくり」を踏まえて施設計画理念を以下に定めます。



①人が集まり情報を共有できる施設

誰もが快適で安全な施設利用ができることを前提に、まちの様々な情報を発信し、住民が共有することでコミュニケーションを創出する施設とします。

②災害時に頼れる施設

災害時に対応できる非常食などの備蓄や、ボランティアの受け入れが可能な施設とします。

③多用途に使いやすい施設

ホールや多目的室を完備し、利用用途によって部屋の大きさを変更できたり、開放できたり、様々なイベントなどの際に、住民にとって使いやすい施設とします。

④子育ての安心を得られる施設

子育て世代が安心して育児に励めるようにケア・サポートする機能を持ち、気軽に利用できる施設とします。

⑤住民と自衛隊員が交流できる施設

ホールや多目的室を中心に自衛隊員による講演会やコンサートなどを行うことで、住民との交流を促進し、自衛隊活動への理解を深める施設とします。

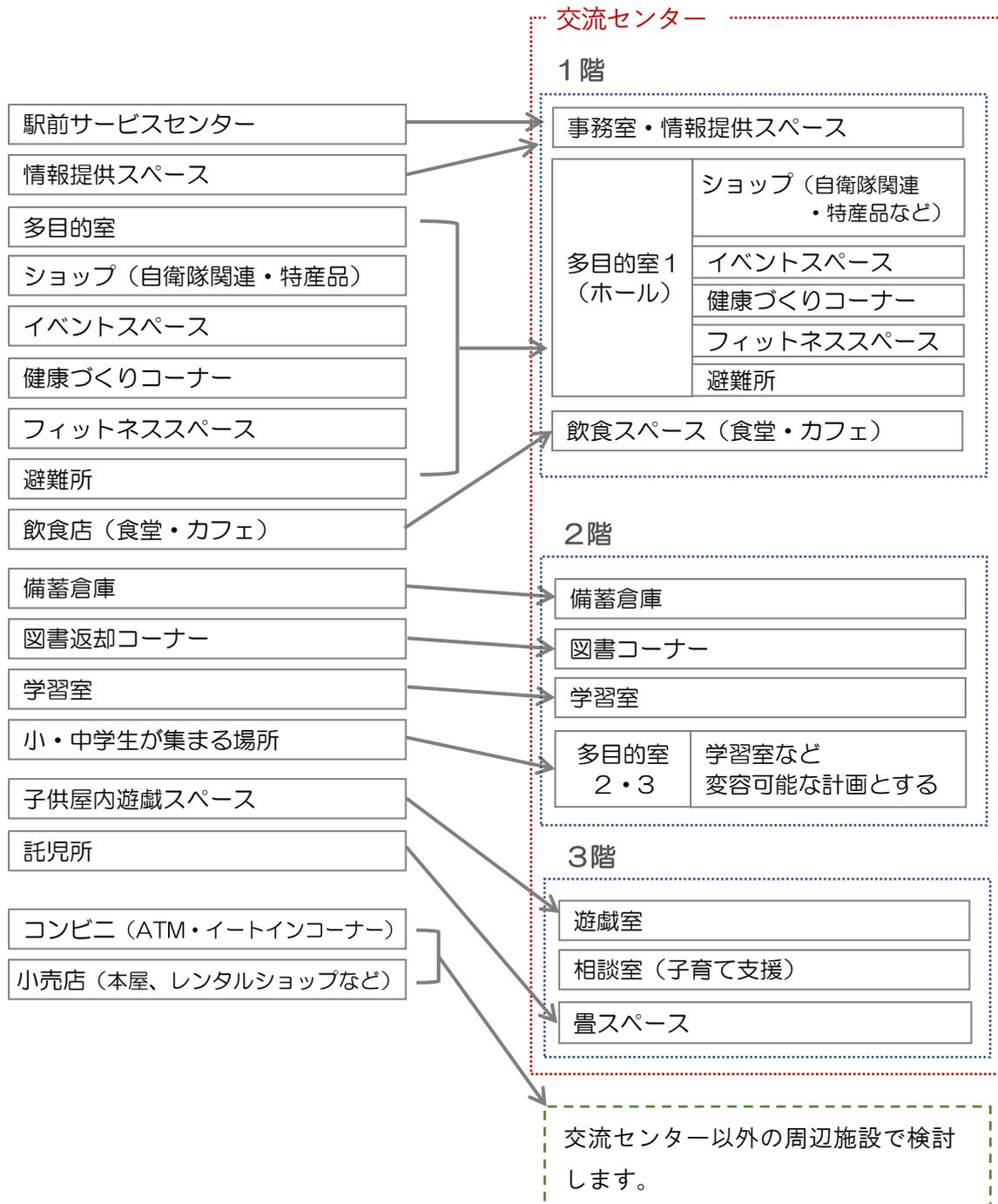
(2) 施設構成の検討

「芦屋飛行場周辺まちづくり基本構想」での機能イメージを踏まえて、その後、庁内において検討を進めてきた計画イメージにおける機能との関係を以下に整理しました。

なお、計画イメージは現段階での内容であり、決定しているものではありません。

まちづくり基本構想における機能イメージ

計画イメージ



交流センターイメージ



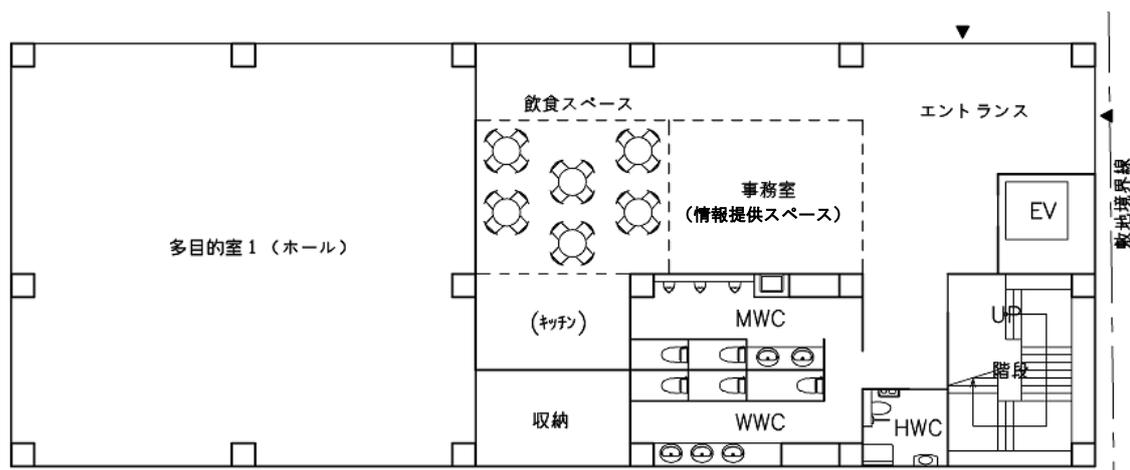
①1階

○事務室（情報提供スペース）

○多目的室 1（ホール）

活用例：イベントスペース（自衛隊員との交流など）、
健康づくりコーナー、フィットネススペース、
ショップ（自衛隊関連・特産品など）、避難所 など

○飲食スペース



1階は、エントランスを道路側に配置します。多目的室 1（ホール）は、自衛隊員による講演会やコンサートなどをはじめ、不定期に行われる交流イベントに対応し、普段はフィットネスやサークル活動を行うことを想定しています。また、隣接する広場と一体的な活用を検討します。事務室（情報提供スペース）と飲食スペースは開放的な利用を想定しています。

事務室イメージ



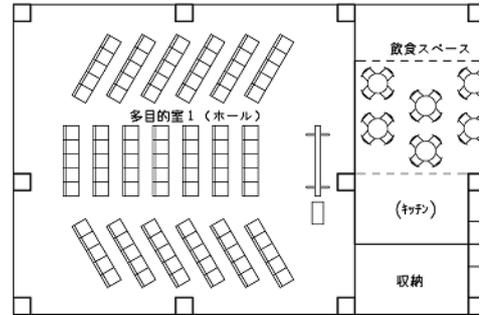
多目的室 1 (ホール)・広場活用イメージ

< 1-1 >

交流会



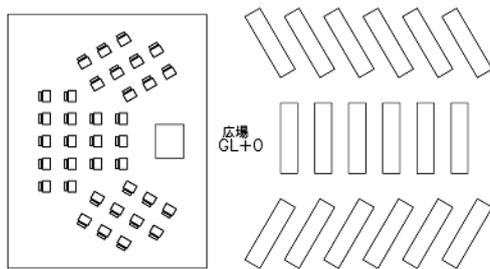
講演会



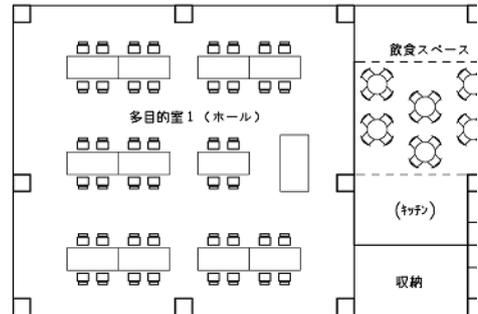
敷地

自衛隊員との交流会などのイベントをはじめ、防災拠点としても活用します。音楽イベントや体験教室を開催することで、誰もが気軽に参加して楽しめる多様性のある地域拠点とします。

< 1-2 >



広場
GL+0



敷地

音楽発表会



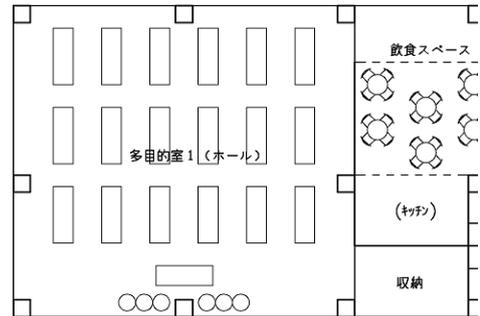
敷地境界線

体験教室



< 1-3 >

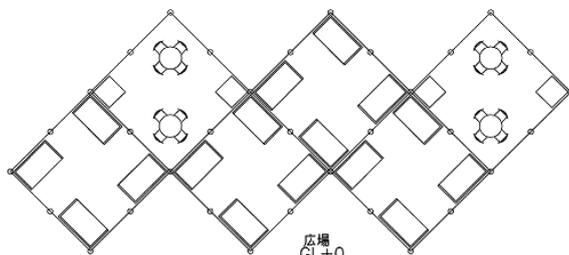
フィットネスヨガ教室



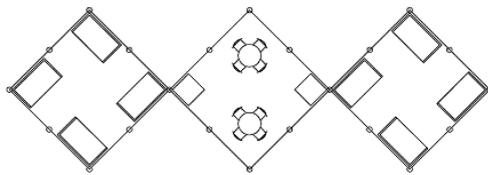
敷地

フィットネススペースとしてヨガをしたり、健康づくりに励んだり、ホールを開放して広場と一体的に活用したマルシェを開催することで、人々が集う空間ができます。

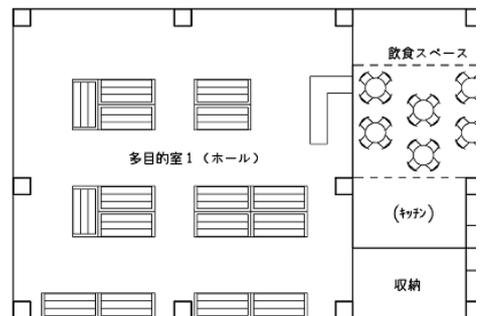
< 1-4 >



広場
GL+0



敷地境界線



敷地

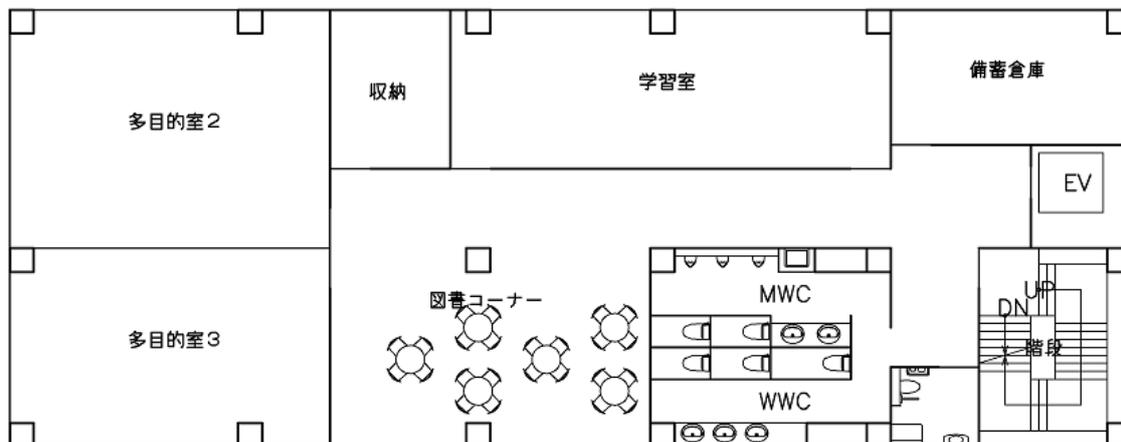
屋台マルシェ



野菜マルシェ



- ②2階
- 備蓄倉庫
 - 図書コーナー
 - 学習室
 - 多目的室 2、3



多目的室は、自衛隊員の講義などの教室利用をはじめ、可動式間仕切りなどで室内の大きさを変化させることで、1階を使用している時は、イベントが開催できるよう多様な想定としています。図書コーナーは図書を返却できるだけでなく、チラシやポスターが貼れる展示スペース（隊員募集ポスターなど）を設けることも検討して、ラウンジとしての利用も想定しています。備蓄倉庫を完備することで災害にも対応できるよう検討します。

多目的室イメージ



図書コーナーイメージ

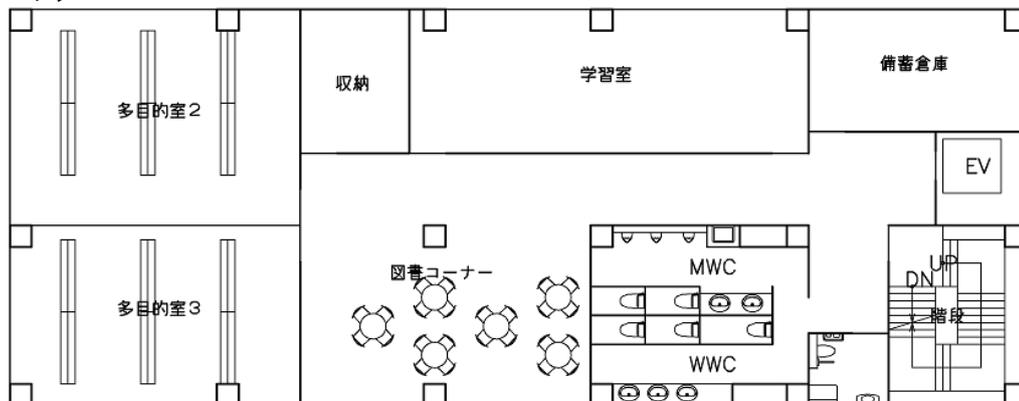


学習室イメージ



多目的室活用イメージ

< 2-1 >

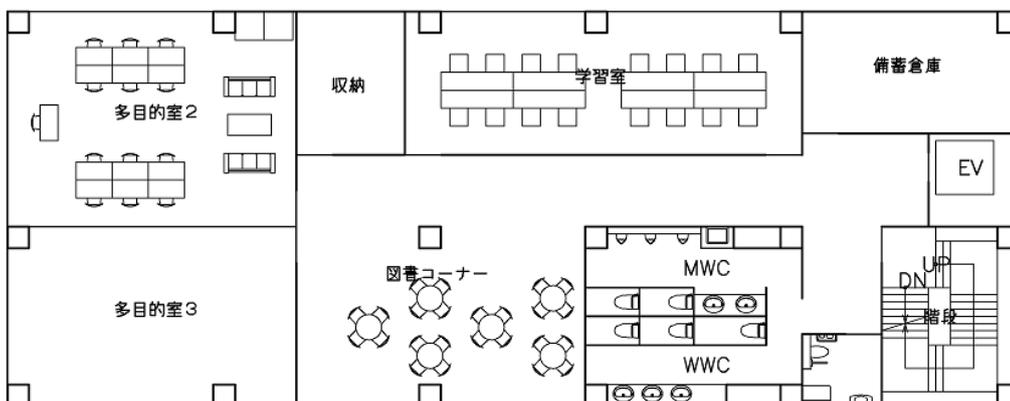


多目的室 パネル展示

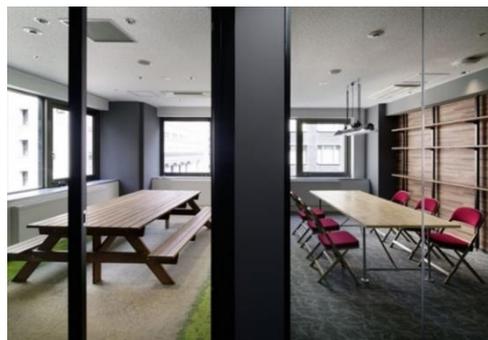


多目的室を自衛隊関連の展示室や講義室、また、住民のサークル活動として、間仕切りによって必要な部屋の大きさで使用するなど、様々な利用を想定しています。

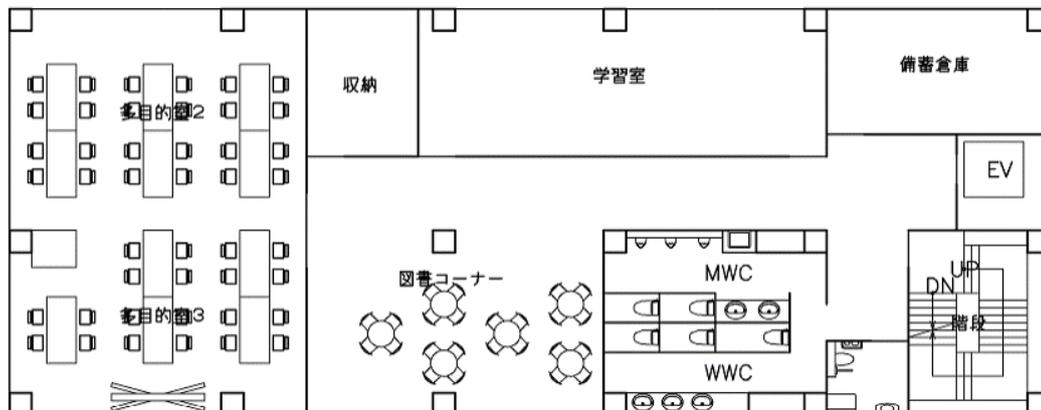
< 2-2 >



住民のサークル活動



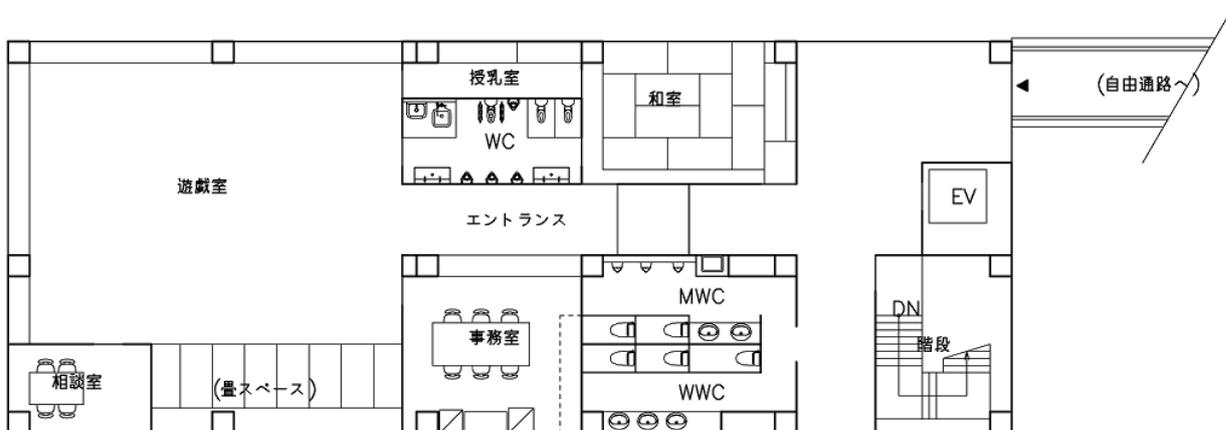
< 2-3 >



会議室



- ③3階
- 遊戯室
 - 相談室（子育て支援）
 - 和室



3階は、既設の自由通路からスロープを介して接続させて、駅南などからのアクセスにも考慮しています。遊戯室は子どもが遊べるだけでなく、自衛隊員との交流も想定しています。例えば子育て世帯は防災セミナーなどへの参加が難しいことから、子連れでも気兼ねなく参加できるよう、遊戯室で自衛隊員による防災に関する講習会を開催するほか、子どもたちを含めた家族ぐるみでの自衛隊員と住民とのふれあいイベントを検討しています。また、相談室を隣接させて一体的に子育てをサポートする体制を整えられるよう検討していきます。なお、和室は、イベント時などの託児にも利用できるように遊戯室とトイレを共用できる配置計画としています。

遊戯室イメージ

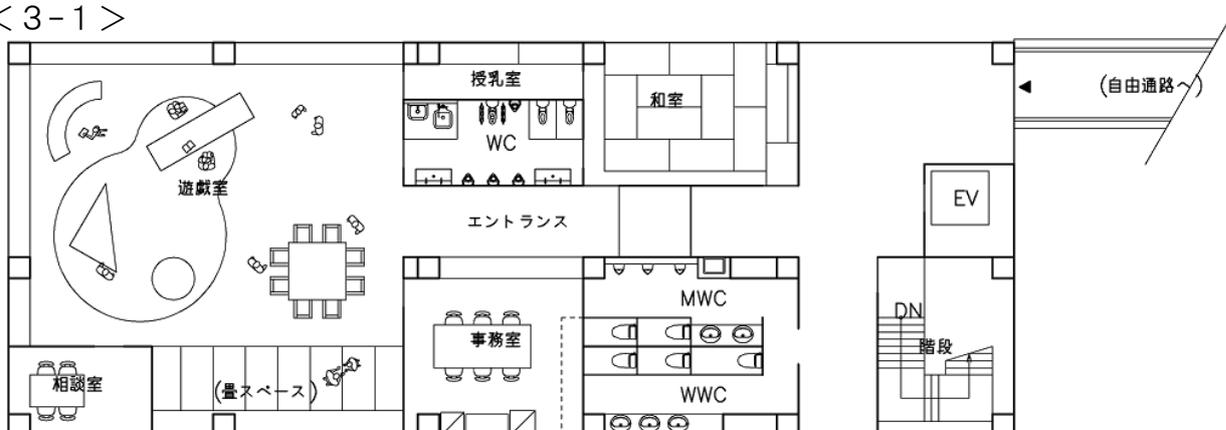


授乳室イメージ



遊戯室・和室・畳スペース活用イメージ

< 3-1 >



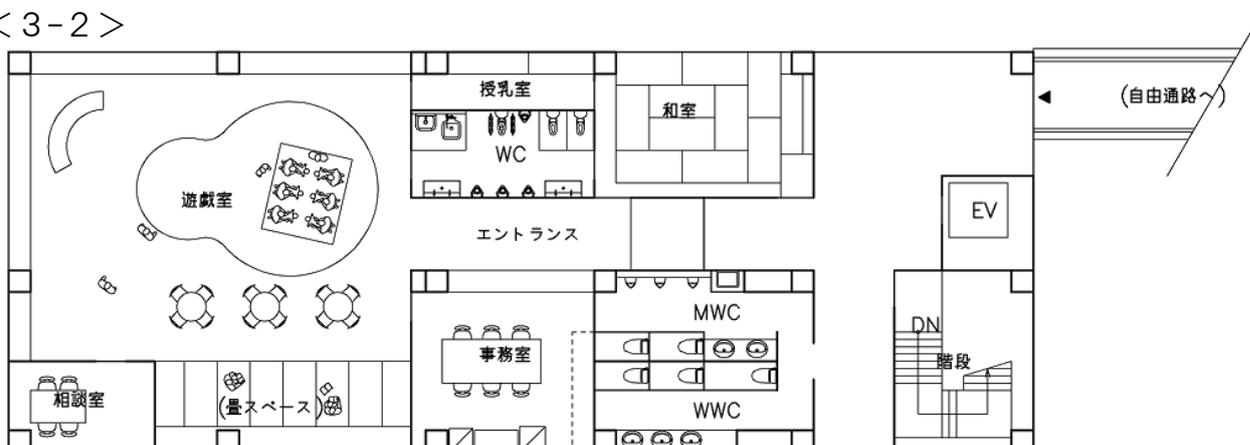
畳スペース



勉強スペース



< 3-2 >



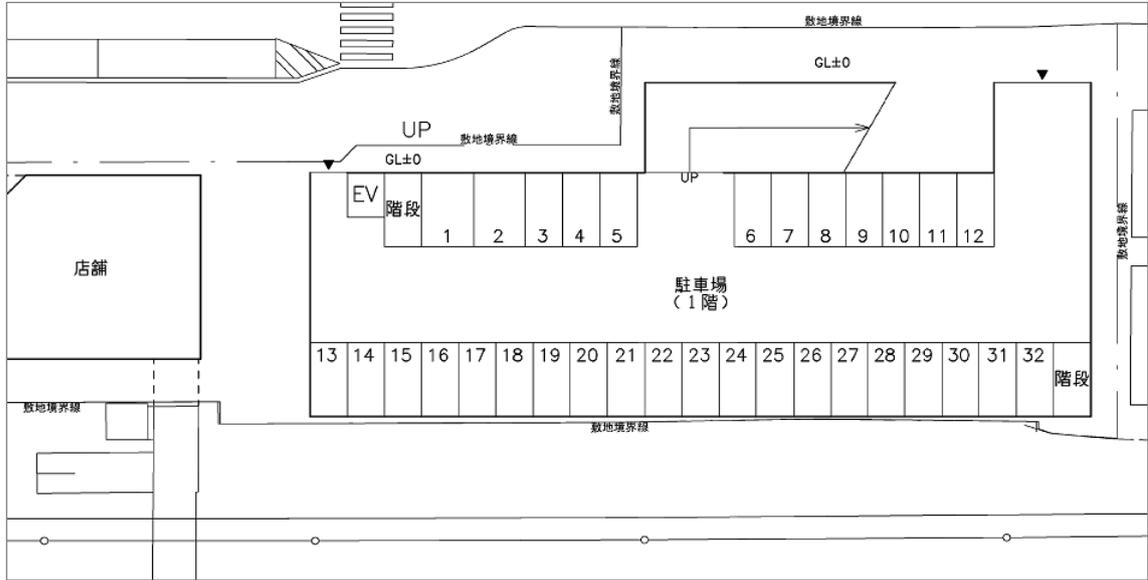
子育てサポート



遊戯室では子育て支援を中心にファミリー向けの生活向上のためのサービスを提供し、安心して暮らせるまちの拠点として位置づけます。

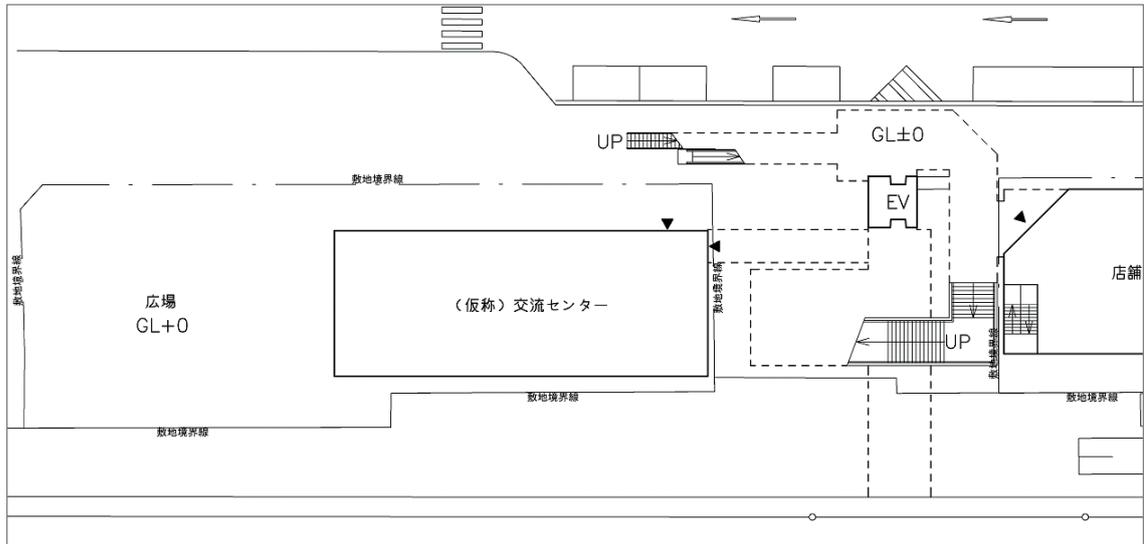
④ 駐車場

駐車場は、全体で 160 台程度を想定しています。



⑤ 広場

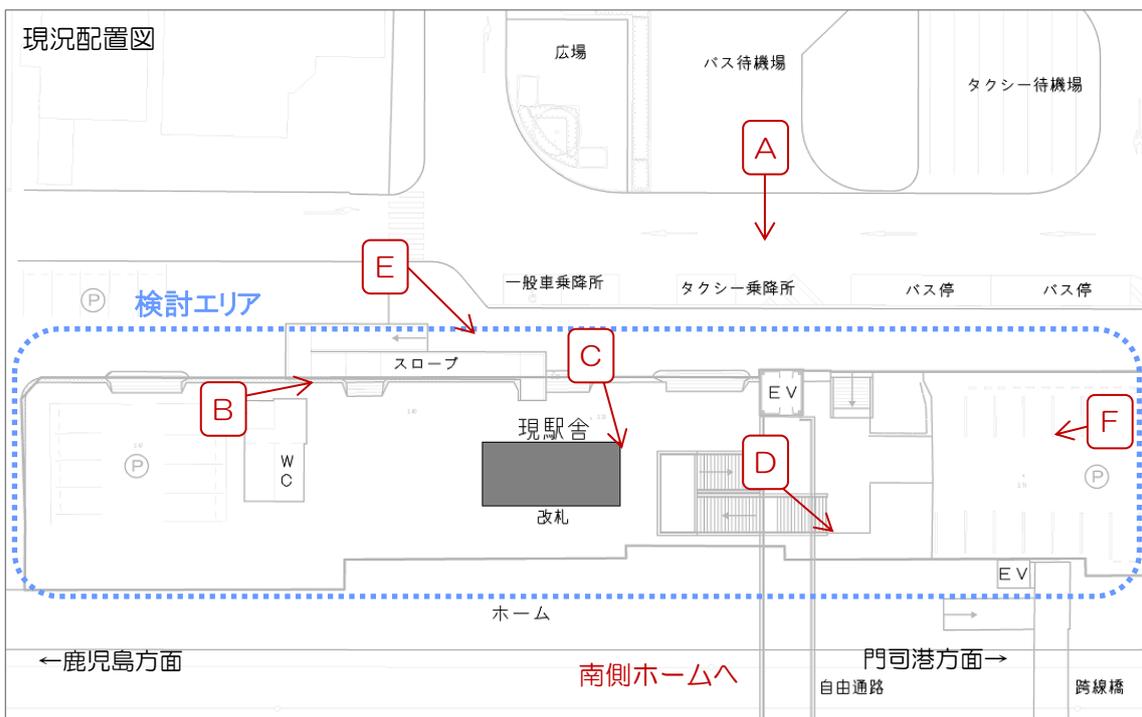
広場は、多様なニーズに応えられるよう、敷地境界にフェンスなどがなく、地盤面もフラットな仕上げを想定しています。



4 施設配置の検討

(1) 現状の整理

現況の検討エリアには、駅舎、駐車場、公衆トイレ、自由通路に加え、駅前広場と駅舎部分との高低差を解消するためのスロープ（傾斜路）や階段が配置されています。自由通路を介して線路の北側と南側を行き来でき、それに隣接して駅舎があります。南側からの駅利用者は自由通路を歩行し、その際、階段またはエレベーター（EV）を利用している状況です。また、改札を通り、南側ホームを利用する際は、階段やEVで上下して跨線橋を渡ります。



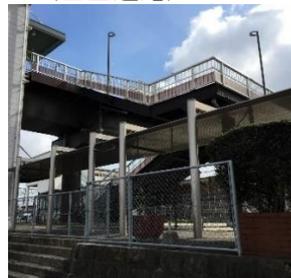
A



B



C (自由通路)



D (跨線橋)



E (駅舎)



F (北側平面駐車場)



(2) 配置の検討

交流センターの整備予定地は現在の遠賀川駅舎の位置となるため、駅舎を移転させる必要があります。JR 遠賀川駅は、遠賀町内で1日のうち最も人が集まる場所です。交流センター・広場・駐車場と駅舎の配置を一体となって検討することで、より多くの人々が集い、より密な自衛隊員との交流を育むことができる施設整備を目指します。

そのため、既存の自由通路を有効に活用するとともに、駅舎の利便性を向上させながら、交流センターへのアクセスもしやすくなる施設配置について検討します。

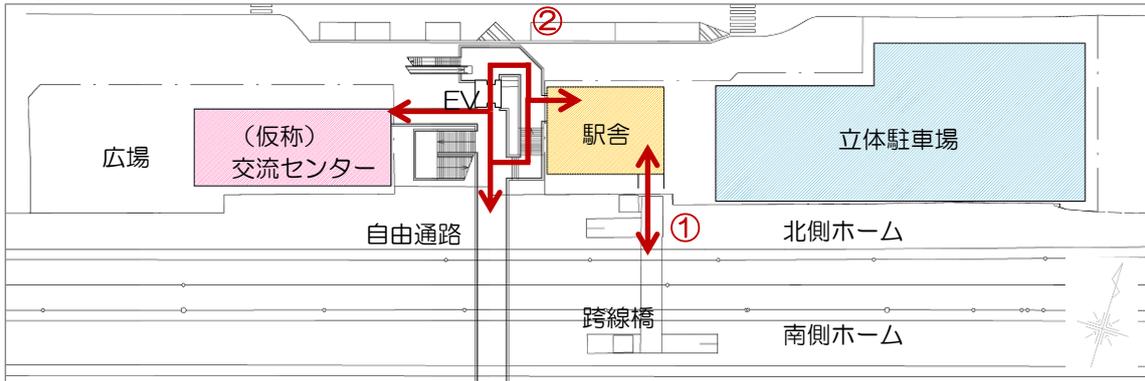
① 駅舎を跨線橋へ直接アクセスできる位置に配置する

現在、南側ホームを利用しようとする、駅舎内の改札口（1階）から北側のホームを一度通過して跨線橋を渡る必要があります。そのため、改札口から直接跨線橋を渡れるように駅舎を配置します。

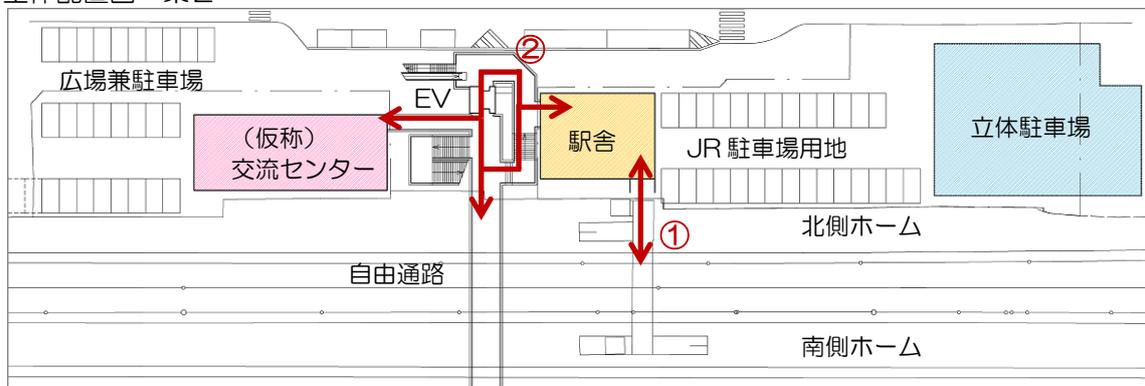
② 交流センター・駅舎・自由通路を直結する

駅南側からの自由通路利用者や、電車利用者に配慮し、渡り廊下を活用しながら交流センター3階・自由通路・駅舎の改札がある階を上空で接続します。これにより、電車を利用して交流センターを訪れる場合、駅舎の改札のある階から渡り廊下と自由通路を介して直接、交流センターへアクセスすることができます。また、駅南側から自由通路を渡ってきた場合も、1階に降りることなく、交流センターにアクセスすることができます。各施設間の移動について、可能な限り上下移動を少なくすることで、交流センターの利用を促進します。

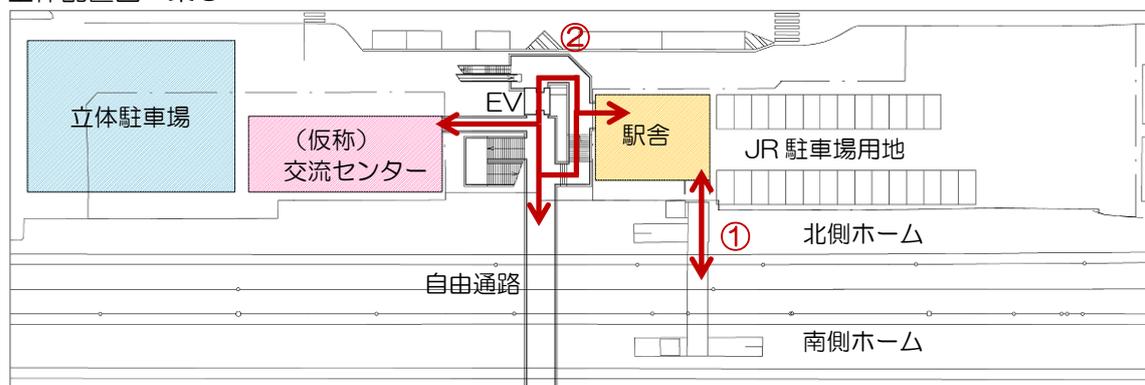
全体配置図 案1



全体配置図 案2



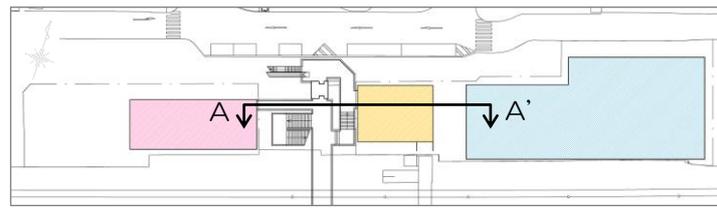
全体配置図 案3



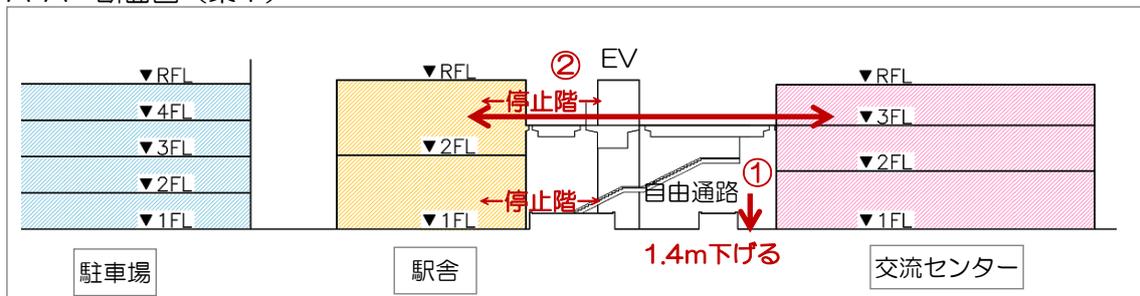
(3) 高さの検討

既存の駅前広場と駅舎の高低差は約 1.4mあり、駅利用者はスロープや階段を利用する必要があります。そのため、誰もがよりスムーズに施設を利用できる動線となるよう、高さについて検討します。

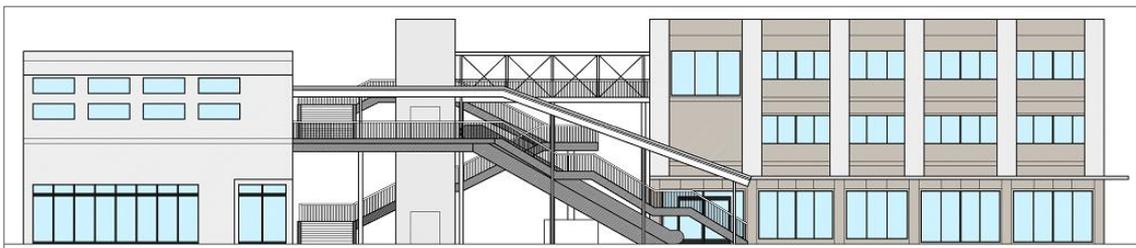
- ① 駅前広場と交流センター・駅舎の1階部分の高低差をなくし、行き来しやすくする
既存の高低差を解消し、スロープ・階段を使わずに施設へのアクセスを可能とします。
- ② 自由通路から交流センターを直結する
交流センターの高さを調節することで、既存の自由通路エレベーターの停止階（最下階と自由通路レベル）から上下移動することなく、交流センターへのアクセスを可能とします。



A-A' 断面図 (案1)



北側立面図



参考資料

参 1 芦屋飛行場周辺まちづくり構想検討委員会

芦屋飛行場周辺まちづくり構想検討委員会設置規則

(趣旨)

第1条 遠賀町附属機関の設置に関する条例（平成19年条例第3号）第3条の規定に基づき芦屋飛行場周辺まちづくり構想検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員その他の構成員、並びにその運営に関して必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、芦屋飛行場周辺まちづくり構想の策定等に関することについて調査及び審議等を行い、町長に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から10人以内で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 学識又は専門的知識を有する者
- (2) 住民の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- (守秘義務)
- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (報酬及び費用弁償)
- 第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、遠賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の規定による。
- (庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、行政経営課において処理する。
- (補則)
- 第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 附 則
- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。

芦屋飛行場周辺まちづくり構想検討委員

No.	区 分	団体名	委員名
1	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	仲 野 茂 之
2	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	森 素 直
3	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	千 坂 博
4	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	高 崎 徳 彦
5	住民の代表者	区長会	舛 添 淳 一
6	住民の代表者	女性人材バンク登録者	福 嶋 東三子
7	住民の代表者	ひと・人応援団「どし」	吉 岡 美 保
8	住民の代表者	女性防火・防災クラブ	松 村 文 美
9	その他町長が必要と認める者	商工会	三 原 光 広
10	その他町長が必要と認める者	芦屋基地被害者組合	矢 野 力

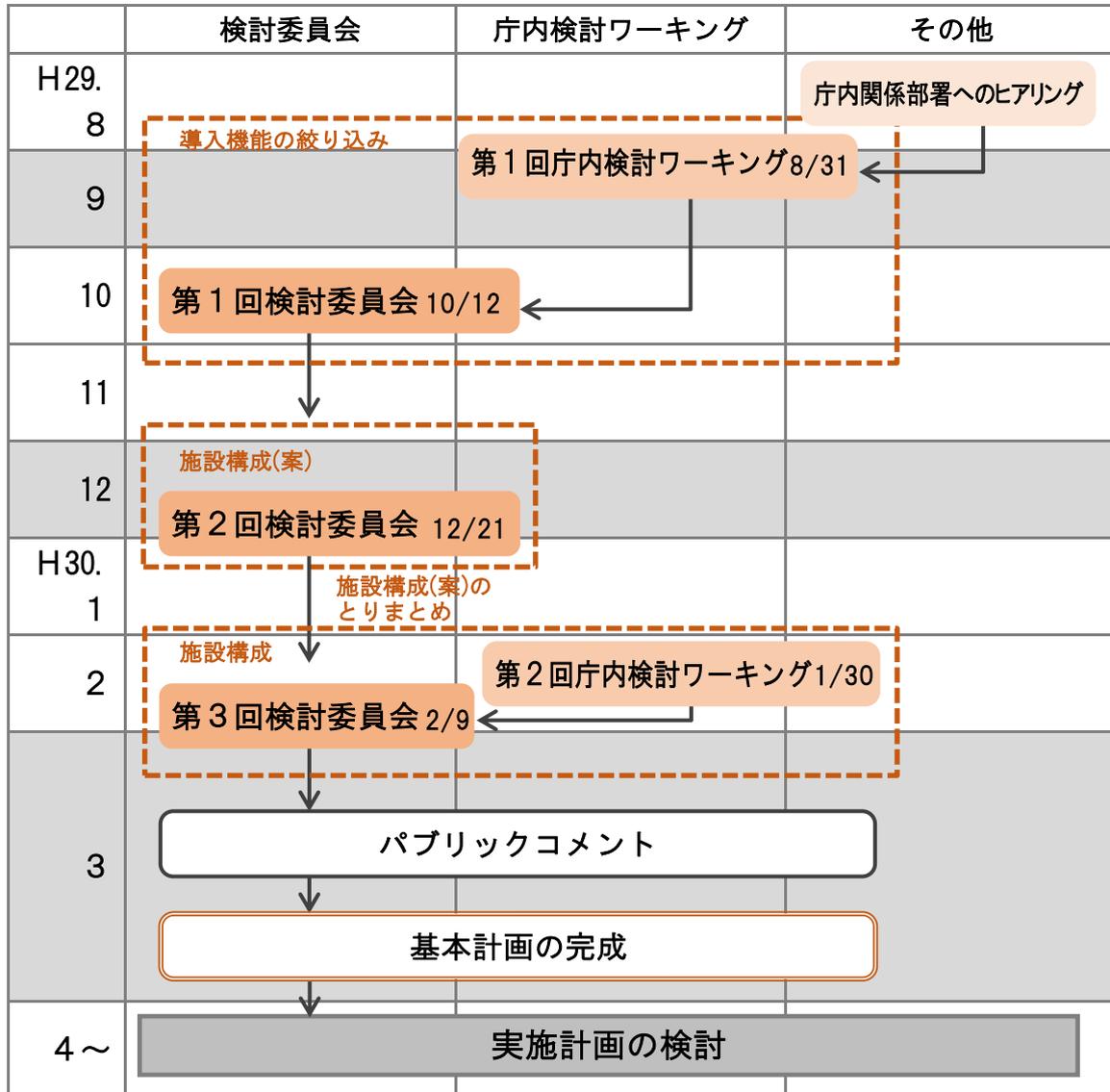
参2 庁内検討ワーキングメンバー

No.	課 名	氏 名
1	総務課	吉 田 光 男
2	行政経営課	濱 田 美 孝
3	まちづくり課	安 部 真 介
4	税務課	向 井 理 人
5	住民課	添 田 憲 志
6	福祉課	二 宮 讓
7	健康こども課	高 崎 弘 美
8	都市計画課	宗 岡 卓 也
9	建設課	矢 田 啓 介
10	学校教育課	新 田 練
11	生涯学習課	鎌 田 清 一
12	議会事務局	牛 草 弥 生

事務局

No.	課 名	氏 名
1	行政経営課長	牛 草 英 雄
2	行政経営課 企画調整係長	藤 本 英一郎
3	行政経営課 企画調整係	馬 渡 祐紀子

参 3 今年度の検討の流れ



参 4 会議の経過

一庁内検討ワーキング

[第1回 庁内ワーキング]

日 時 : 平成 29 年 8 月 31 日 (木) 9:00~10:15

場 所 : 遠賀町役場 1階 庁議室

主な意見等:

(1) 交流センター(案)の検討

[子育て支援機能を導入することについて]

- 子育てに特化した施設でよいと思う。
- 通勤の途中で預けることができるとよい。
- 子連れで気兼ねなく利用できるるとよい。
- 駐車場から利用しやすい方がよい。
- 現在の「ぐっぴい」「おでかけぐっぴい」を集約することも考える必要がある。
- 子育て支援に特化することはよい、ニーズを把握して計画に反映することが大切。
⇒継続して利用者ニーズを把握していく。

[交流センターの機能について]

- サービスセンター機能があるといいのでは。

[駐車場について]

- 駅前においても立体駐車場も含めて検討すべき。
⇒立体駐車場を検討している。

[庁内ワーキングについて]

- 庁内ワーキングの役割について。
⇒ワーキングの上部組織として委員会を設置しており、委員会前の組織検討としてワーキングを設置している。

[第2回 庁内ワーキング]

日時 : 平成30年1月30日(火) 10:00~11:15

場所 : 遠賀町役場 1階 庁議室

主な意見等 :

(1) 芦屋飛行場周辺まちづくり基本計画(素案)について

[交流センターの機能について]

- 1階と3階は、いいと思う。2階は飲食可能な図書スペースにしてもよいのでは。
⇒検討していく。
- 1階で野菜などの販売が常時可能なのか。
⇒6次産業など、地域を元気にする方策についても防衛は協力的なので検討する。
- 機能については、利用者にヒアリングするとよい。
⇒ママ会や子育てをしている職員に実施している。
- 消費生活相談などのニーズが高まっているので庁内で調整をした方がよい。

[駐車場について]

- 駐車場は交流センター西側にあった方がよいのではないかと。
⇒検討中。
- 西側に駐車場を設置した場合、JRとの協議は可能なのか。
⇒可能。
- 駐車場は有料なのか。交流センター以外にも駅利用もあるのではないかと。
⇒運営方法については、今後、検討していく。

[デッキについて]

- 駅の改札から交流センターに行けないのか。
⇒跨線橋・自由通路の高さが決まっているので、自由通路を改修する以外は困難。自由通路の改修は補助金返還もあり、困難と判断した。

[今後について]

- 来年は、設計となるのか。
⇒実施計画を検討する予定。

一 検討委員会一

[第1回検討委員会]

日 時 : 平成29年10月12日(木) 9:30~10:20

場 所 : 遠賀町役場 1階 庁議室

主な意見等:

(1) 導入機能(案)について

[新駅舎について]

- 交流施設の動線はできるだけ短くしたい。
- 現駅舎の位置は南側から自由通路を渡ってきた人の動線が長くなる。
- 北側からホームにアクセスしやすいので駅舎は平屋のままが良い。
⇒駅舎の位置はJRと協議中。提示できるようになれば示させていただく。

[交流施設について]

- 幅広い世代が交流できるようにしたい。
⇒別の委員会でも多世代交流施設について意見があったので検討していきたい。
- 昨年より委員みんなが納得している防災機能について反映すべき。
⇒防災機能を兼ね備えた施設と考えている。反映していきたい。
- 駅をよく使う年代を考慮して学習室、芦屋基地の意見にもあるフィットネスジムがあるとよい。
- 利用者が減っていかないように、利用者目線で検討していくべき。
- 利用者を決めて検討すべき。
- 火災後に建替えられる駅舎の内容が確定してから検討してはどうか?
- 自由通路の東側に駅舎と交流施設をつくった方が安いのでは。
⇒ご意見をふまえて次回提示させていただく。

[現駅舎について]

- 火災にあった駅舎について、JRはすぐにでも建替えると、噂に聞いた。
⇒町はJRにまちづくり構想を示しているので、理解された上で建替えと思う。

[既設トイレについて]

- 交流施設の整備後、駅の西側の既設トイレはどうなるのか?
⇒JRはラッチ外のトイレを整備しないので、今後も町が整備していく。

[会議運営について]

- しっかり検討していきたいので、出来るだけ早く資料を提示いただきたい。
⇒できるだけ早く配布させていただく。

[第2回検討委員会]

日 時 : 平成 29 年 12 月 21 日 (木) 9 : 30~10 : 15

場 所 : 遠賀町役場 1 階 庁議室

主な意見等 :

- (1) 施設機能イメージについて
- (2) 全体配置計画について

[JR との協議の状況について]

- JR との協議や進捗の状況について確認したい。
⇒これまでの町との協議を踏まえ、JR は新たに駅舎を建設したのだと思う。
⇒H30 年に基本設計。H31 年に実施設計。H32 年に工事着手できるよう、JR にスケジュールを提示。今後も JR とは協議をしていく。

[新駅舎について]

- 駅舎の 1 階は店舗となるのか。
⇒決ったものではない。皆さんからの要望を踏まえ、店舗を配置している。
- 駅舎が跨線橋の高さになると不便になるのでは。
⇒エスカレーターを設置するなどして不便の無いようにしていきたい。
- 遠賀川駅の南側の開発が進むと、駅南からの利用が増加する。駅舎は北側にあるよりも、橋上駅の方が便利では。
⇒JR は管理面等から橋上駅はできず、基本は平面にしたいとの回答。
⇒駅の南側の開発も考慮し、多くの人にとって便利になるように、跨線橋の高さに駅舎を持っていくことを提案し、この案について JR にも理解いただいている。

[自由通路について]

- 屋根があるとよりよい。
⇒JR 関連のコンサルに確認したが、架線の上に配置するので風で飛ばされない強度が必要で、どうしても費用がかかってしまう。
南口から利用する人のことを考えると必要性は高いと思うので、課題として捉えさせていただく。
- 既存の自由通路の活用を前提にしているので検討が難しくなっているのでは。
⇒自由経路は、補助金を活用して整備したものなので変更等に縛りがある。
⇒県と協議中であり、県からの回答を待っているところであるが、計画している改修については能力を向上させるものなので、問題はなさそうである。

[交流施設について（子育て支援施設）]

- 3階に子育て支援施設を配置する考えはあるのか。
⇒この委員会で子育て支援施設の設置要望があったので、既存の「ぐっぴい」をここに持ってくるように想定。
- 子育て支援の拠点施設が必要といわれる中で、駅前の交流施設にあるのはよい。ただ、拠点施設とするには狭いように感じる。
⇒ご意見として賜る。

[交流施設について（その他）]

- 交流施設の2階に多目的室があるが、駅に近接しているので町外からの利用ニーズも高いと思う。町外の方も利用できるようにしていただきたい。最大で10～20人。
⇒仕切りを可動式にするとよい。自衛隊との交流にも使える。
- 交流施設は少し狭いように感じるので、駅舎の上まで広げてはどうか。
- 水害時、浸かっては困るキッチンなどは二階以上に配置してはどうか。

[第3回 検討委員会]

日 時 : 平成 30 年 2 月 9 日 (金) 9 : 30 ~ 10 : 25

場 所 : 遠賀町役場 1 階 庁議室

主な意見等 :

(1) 芦屋飛行場周辺まちづくり基本計画 (素案) について

[駅・交流センター・駐車場をつなぐデッキについて]

- 各所から移動する際の段差について、健常者中心の計画になっていないか。
⇒スロープなども検討したが現実的な計画ではなかったため、多少の階段が生じるがエレベーターを使って解消する計画としている。
- 自由通路の階段は撤去して、交流センターを自由通路に直接つなげることはできないのか。
⇒補助金の関係で返還の必要性が生じる可能性があるため難しい。
- 交流センターと駅舎の間の自由通路とデッキを壁・屋根で囲う事は出来ないのか。
⇒壁で囲う事は法規制も関わってくるため困難と考えているが、屋根は検討していく。なお、自由通路に屋根をかけることは当初荷重から困難である。

[配置計画について]

- 交流センターから駐車場が離れることは、使う人にはかなり不便となるので、交流センターに隣接した配置 (西側) を検討できないのか。
- 交流センターと駐車場を一体とした計画は検討できないのか。
- 交流センターの西側に駐車場とした場合は、広場がなくなるので屋上を活用してはどうか。
⇒駐車場の配置については、再度検討する。

[交流センターの機能について]

- 授乳スペースに湯沸かしのようなものが必要。
⇒町の担当からも要望があるので対応する。

[JR との協議について]

- 土地使用等について協議は進んでいるのか。
⇒協議を重ねている状態。

参5 まちづくり構想策定支援事業等について

まちづくり構想策定支援事業及びまちづくり支援事業の採択について

(目的)

第1 この通達は、まちづくり構想策定支援事業（防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第128号）第2条第1号に規定する総合的計画策定事業に対する助成をいう。以下同じ。）及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく民生安定施設の助成として実施するまちづくり支援事業（以下「まちづくり支援事業等」という。）の採択について必要な事項を定めることにより、これらを効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

(まちづくり支援事業等の趣旨)

第2 まちづくり支援事業等は、主として航空機騒音問題への対応策の一つとして実施するものであって、主に自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響によって周辺地域の住民の生活や事業活動が著しく阻害されている場合において、地方公共団体が、住民の需要及び防衛施設の存在、自然環境、歴史、文化等の地域の特性を踏まえつつ、その障害の緩和に資する施設の整備を通じて防衛施設の存在を前提としたまちづくり（以下単に「まちづくり」という。）を行う場合に、国がその費用の一部を補助し、防衛施設の存在に対する住民の理解を深めることで、防衛施設とその周辺地域との調和を図るものである。

(補助の対象となる地方公共団体)

第3 (略)

(まちづくり構想策定支援事業の採択)

第4 まちづくり構想策定支援事業を採択するに当たっては、地方公共団体が行うまちづくりの内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる構想を対象とする。

- (1) 防衛施設が存在するという地域の特徴を活用し、自衛隊員、米軍人等と防衛施設の周辺地域の住民との文化の交流又は地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくり
- (2) 飛行場周辺において法第5条第2項の規定に基づき国が買入れた土地の活用を前提としたまちづくり（当該土地を使用することについて関係機関との間の協議が調ったものに限る。）
- (3) 防衛施設周辺の市街地又は市街化しつつある地域の活性化又は住民の生活環境の改善につながるまちづくり
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防衛大臣が第2に規定するまちづくり支援事業等の趣旨に合致するまちづくりとして特に認めるもの

2 地方公共団体からまちづくり構想策定支援事業に係る補助事業等計画書（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する補助事業等計画書をいう。以下同じ。）が提出されたときは、地方防衛局長又は東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）は、計画の概要、実施期間等について当該地方公共団体と調整を行い、別紙様式第1によるまちづくり構想策定支援事業概要書を添えて、防衛大臣に提出するものとする。

(まちづくり支援事業の採択)

第5 (略)

補助率

まちづくり構想策定支援事業 9/10 、まちづくり支援事業 7.5/10

芦屋飛行場周辺まちづくり基本計画

